

ID: 1112

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	特定障害者特別給付費の支給		
<b>法令名 根拠条項</b>	障害者自立支援法 第34条第1項		
<b>法令番号</b>	平成17年法律第123号		
<p><b>【基準】</b>                      法第34条第1項の規定による。                      (特定障害者特別給付費の支給)</p> <p>第34条 市町村は、施設入所支援その他の政令で定める障害福祉サービス(以下この項において「特定入所サービス」という。)に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び次条第1項において「特定障害者」という。)が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所し、当該指定障害者支援施設等から特定入所サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用(次条第1項において「特定入所費用」という。)について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	40日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日